

第3期水俣市まち・ひと・しごと創生 総合戦略(仮称)の策定について

国の地方創生の動向

- ①2014年5月 日本創成会議よりいわゆる「増田レポート」公表

日本において東京一極集中の流れに歯止めがかからず推移した場合、**若年（20～39歳）女性人口が2040年に5割以上減少する市町村**は全国1,799のうち896にのぼり、**「多くの地域は将来消滅するおそれがある」**との試算。

- ②2014年11月～12月 まち・ひと・しごと創生法施行

※本法を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部及びまち・ひと・しごと創生担当大臣設置、
「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び
「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定

※いわゆる第1期スタート

- ③2019年12月 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び
第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定

※いわゆる第2期スタート

■ 新型コロナウイルス感染症の拡大

- ④2020年12月 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）を決定
- ⑤2021年11月 デジタル田園都市国家構想の検討開始
- ⑥2022年6月 デジタル田園都市国家構想基本方針を決定
- ⑦2022年12月 デジタル田園都市国家構想総合戦略を決定

まち・ひと・しごと創生法の概要

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部 （第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生 総合戦略（閣議決定） （第8条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

長期ビジョン・総合戦略

長期ビジョン

人口問題に対する基本認識

「人口減少時代」の到来

今後の基本的視点

- 3つの基本的視点 ①「東京一極集中」の是正 ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現 ③地域の特性に即した地域課題の解決
- 国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要

目指すべき将来の方向

将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。
- 人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度に維持される。

地方創生がもたらす日本社会の姿

◎地方創生が目指す方向

- 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

総合戦略

基本的な考え方

- ①人口減少と地域経済縮小の克服
- ②まち・ひと・しごと創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

政策の企画・実行に当たっての基本方針

①政策5原則

従来の施策（縦割り、全国一律、バラマキ、表面的、短期的）の検証を踏まえ、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき施策展開。

②国と地方の取組体制とPDCAの整備

国と地方公共団体とともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則としたKPIで検証・改善する仕組みを確立。

今後の施策の方向

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

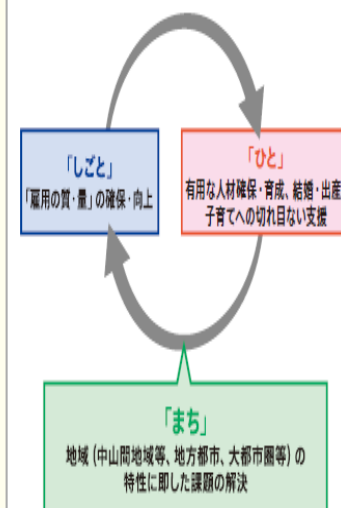
基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

「しごと」と「ひと」の好循環、
それを支える「まち」の活性化



まち・ひと・しごと創生総合戦略 -概要-

※ 「総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

○地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。

○人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。

- ①「東京一極集中」の是正、
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

◎「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

①しごとの創生

・若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取組が重要。

②ひとの創生

・地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。
・安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。

③まちの創生

・地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

○これまでの政策は、一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない。その要因は次の5点。

- ①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
- ②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
- ③効果検証を伴わない「バラマキ」
- ④地域に浸透しない「表面的」な施策
- ⑤「短期的」な成果を求める施策

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

○人口減少克服・地方創生を実現するため、5つの政策原則に基づき施策を展開する。

①自立性

・構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。

②将来性

・地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。

③地域性

・各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。

④直接性

・最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。

⑤結果重視

・PDCAメカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備

○国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組む。

①5か年戦略の策定

・国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則とした重要業績評価指標で検証・改善する仕組みを確立

②データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

・国はデータに基づく地域経済分析システムを整備し、各地方公共団体は必要なデータ分析を行い、地域課題等を踏まえた「地方版総合戦略」を策定

③国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化

・国は関係府省庁で統一のワンストップ型執行体制の整備に努め、各地域が必要な施策を選択できるよう支援施策をメニュー化し、人的支援も実施

④地域間の連携推進

・国は新たな「連携中枢都市圏」や定住自立圏の形成を進め、各地方公共団体は、地域間の広域連携を積極的に推進。

III. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標(4つの基本目標)

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

➢ 2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

➢ 2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

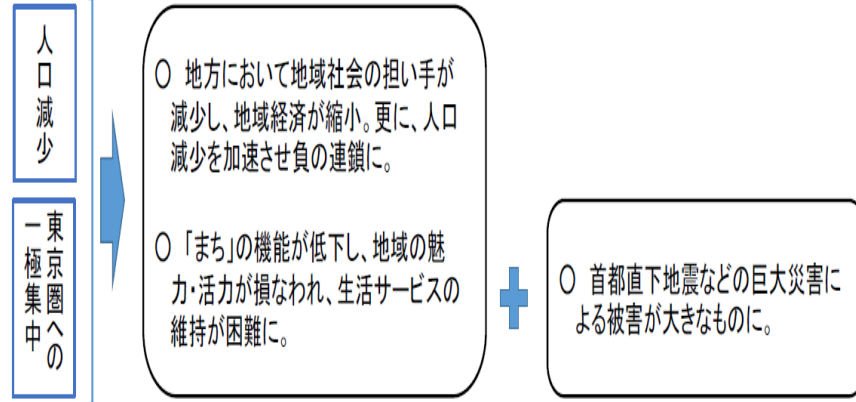
➢ 2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

➢ 「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

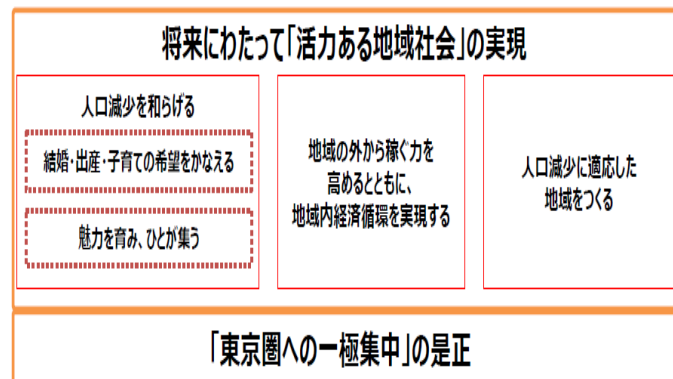
第2期「総合戦略」 <地方創生の目指すべき将来>

<課題>



<地方創生の目指すべき将来>

⇒『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指す。



第2期「総合戦略」 <第2期の主な取組の方向性>

1. 東京一極集中の是正に向けた取組の強化

①地方への移住・定着の促進



②地方とのつながりを強化

・関係人口の創出・拡大

・企業版ふるさと納税の拡充

地方移住の裾野を拡大

2. まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進

①多様な人材の活躍を推進する

・多様なひとびとの活躍による地方創生の推進 等

②新しい時代の流れを力にする

・地域におけるSociety 5.0の推進 等

第2期「総合戦略」 <第2期「総合戦略」の政策体系>

目指すべき将来

基本目標

主な施策の方向性

横断的な目標

将来にわたって
「活力ある地域社会」
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て
の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子
育てに温かい社会の実
現に向かっていていると考
える人の割合、50%

魅力を育み、
ひとが集う

○ 地方に住みたい希望の
実現

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」
の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

○ 地域の特性に応じた、生産性が高く、
稼ぐ地域の実現

◆ 地方における若者を含めた就業者増加数
100万人（2019年～2024年）

○ 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
○ 専門人材の確保・育成

○ 安心して働ける環境の実現

◆ 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合
全ての世代と同水準を維持

○ 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○ 地方への移住・定着の推進

◆ UIターンによる起業・就業者数、6万人（2019年～2024年）等

○ 地方移住の推進
○ 若者の修学・就業による地方への定着の推進

○ 地方とのつながりの構築

◆ 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数
1,000団体

○ 関係人口の創出・拡大
○ 地方への資金の流れの創出・拡大

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、70%（2025年）等

○ 結婚・出産・子育ての支援
○ 仕事と子育ての両立

○ 地域の実情に応じた取組の推進

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める
割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3

○ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
○ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

○ 安心して暮らすことができるまちづくり

多様な人材の活躍を推進する

○ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
○ 誰もが活躍する地域社会の推進

◆ 地域再生法等に基づき指定されている
NPO法人等の数 150 団体
◆ 女性の就業率、82 % 等

新しい時代の流れを力にする

○ 地域における Society 5.0 の推進

◆ 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決改善事例数、600 団体・600 件

○ 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

◆ SDGs の達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合、60 %

◆ : KPI の項目、目標値及び目標年度（目標年度の記載のない項目の目標年度は2024年度）

第2期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略【概要版】

計画期間：令和2～6年度

基本目標

施策に関する基本的方向・具体的な施策

1. 強い産業基盤をつくり、安心して働ける水俣をつくる

2. 人材を育て、水俣への新しいひとの流れをつくる

3. 水俣で結婚・出産・子育ての希望をかなえる

4. 安心して暮らせる魅力的な水俣をつくる

基本目標1

1. 経済の振興
 - ① 活力ある地場企業づくり
 - ② 地域資源を活用した企業誘致
 - ③ 創業にチャレンジしやすい環境づくり
 - ④ まちの活力となる魅力ある商店街づくり
2. 農林水産業の振興
 - ① 地産地消と“みなまたブランド”づくり
 - ② 豊かな漁場づくり
 - ③ 土地基盤・施設等の整備
 - ④ 担い手確保と新規参入者支援
 - ⑤ 組織体制の強化
 - ⑥ 持続可能な村づくり
 - ⑦ 森林整備の促進

基本目標2

1. 地元唯一の水俣高校の支援
 - ① 国際的に活躍できる人材の育成
 - ② 国内外の大学・研究機関等との連携支援
 - ③ 地場企業等とのマッチング支援
2. 持続可能な地域社会を担う人材育成
 - ① 高等教育・研究活動の推進
 - ② 次世代人材育成の支援・推進
3. スポーツを通じた人材育成
 - ① 子どものスポーツ活動を支える体制づくり
4. 公害・環境学習の推進
 - ① 公害・環境学習による人材育成
5. 観光振興による交流人口の拡大
 - ① 観光PRと素材の磨き上げ
 - ② 魅力ある湯の児温泉づくり
 - ③ 湯の鶴癒しのむらづくり
 - ④ エコパーク水俣を活用した広域交流拠点づくり
6. 関係人口・定住人口の拡大
 - ① 移住・定住の促進
 - ② 空き家の有効活用

基本目標3

1. 子ども・子育て支援の充実
 - ① 子どもへの支援と子育てしやすい環境の充実
 - ② 子ども・子育てを支える相談・連携体制の充実
2. 子どもと親の健康づくり
 - ① 母子保健の推進
3. 学校教育の充実
 - ① 確かな学び・豊かな心・健やかな体を育む学校づくり
 - ② 誰もが楽しく学べる教育環境づくり
 - ③ 安全・安心な学校施設の整備・充実
 - ④ 学校における読書活動の推進

基本目標4

1. 文化の振興
 - ① 市民文化団体と人材の育成
2. 豊かな心を育む読書活動の推進
 - ① 図書館を核とした市民の読書活動の推進
3. 多様な人材の活躍の推進
 - ① 男女で共に支えあう社会づくり
 - ② 元気に老い、いきいきと生きがいのあるまちづくり
 - ③ 障がい者の雇用・就労の推進
 - ④ 多文化共生の推進
4. 健康づくりの推進
 - ① 生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - ② 食育の推進
5. 総合医療センターを中心とした地域医療の充実
 - ① 地域医療支援病院としての役割の充実
 - ② 地域医療構想の達成に向けた病床機能分化と連携の推進
6. 低炭素社会の実現
 - ① 地域における温室効果ガス排出量の削減
 - ② 公共施設における温室効果ガス排出量の削減
7. 災害に強いまちの形成
 - ① 防災のまちづくり
8. 住環境の整備
 - ① 公営住宅の整備
9. 公共交通の充実
 - ① みなくるバス等の路線維持と利便性向上
 - ② 肥薩おれんじ鉄道の利用促進
10. 防犯・交通安全対策の推進
 - ① 防犯のまちづくり
 - ② 交通安全のまちづくり
11. 自発的なまちづくり活動による地域の活性化
 - ① 自治会活動の推進

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- 東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へと**ボトムアップの成長につなげていく。**
- デジタル技術の活用は、その実証の段階から実装の段階に着実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、各地域の優良事例の横展開を加速化。
- これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。

● まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。

● 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂。地域ビジョン実現に向け**、国は政府

一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化**するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、**デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示。**

総合戦略(2027年度までの5か年計画)の基本的考え方

- 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

施策の方向

地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる
 - ・ 中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX 等
- ② 人の流れをつくる
 - ・ 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上 等
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・ 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進 等
- ④ 魅力的な地域をつくる
 - ・ 地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX 等

国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備
 - ・ デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大 等
- ② デジタル人材の育成・確保
 - ・ デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成 等
- ③ 誰一人取り残されないための取組
 - ・ デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現 等

政策間連携・施策間連携・地域間連携の推進

(政策間連携)

- ・ デジタル行財政改革会議における議論の進展や、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」なども踏まえつつ、規制改革を始めとする政策と連携しながら、一体的に推進 等

(施策間連携)

- ・ 各省による重点支援や地方支分部局の活用等による伴走型支援等を通じて、地域が目指す将来像の実現を支援 等

(地域間連携)

- ・ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用取組を促進 等

第3期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）の改訂

（国）第2期総合戦略(R2～R6)

- 毎年、戦略の内容の見直し・改訂を実施

R4.12に抜本的な改訂を実施、期間も変更
ただし、まち・ひと・しごと創生法、長期ビジョンの
改訂は無し

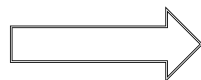
（国）デジ田総合戦略(R5～R9)

（施策の方向性）

- デジタルを活用した地方の社会課題解決（地方における社会課題の認識に大きな変化なく、デジタル活用施策を大幅追加）
- デジタル実装の基礎条件整備

（国）地方版総合戦略の策定の手引き （R4.12）

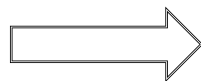
まち・ひと・しごと創
生法第9条・第10
条に基づき策定
（努力義務）



国は地方版総
合戦略の早期
改訂を要請
（努力義務）



※デジ田交付金
（推進タイプ、
拠点整備タイ
プ）の交付要件
となる



（市）第2期総合戦略(R2～R6)

- 総合計画とは別に策定（ただし、具体的な施策・KPIは連携）
- 2期戦略策定以降、これまでに内容の見直し・改訂は行っていない
→ R6年度に総合戦略の全面的な見直し・改訂予定

【市総合戦略の構成】

- 国総合戦略を踏まえた4つの目標
- 現総合計画に沿った22の基本的方向、50の具体的施策、76のKPI

【R6年度改訂案】

- ・期間：R7～R10（4年間）
※国改訂の翌年度までに設定
- ・戦略の構成は踏襲
（目標、基本的方向、具体的施策）
- ・国県の総合戦略の勘案
（人口ビジョンを内包した「地域の未来予測」の策定）
→ デジタルの力を活用して
 - ・地方に仕事をつくる
 - ・人の流れをつくる
 - ・結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・魅力的な地域をつくる
- ・地域ビジョンの設定（＝SDGs未来都市）

＜推進体制＞

＜推進組織＞

- ・デジタル施策を実効的なものとするため、推進組織にデジタル分野に精通する有識者を追加（国手引き）

＜庁内＞

- ・関係各課と連携

第3期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）の改訂

【水俣市地方創生 S D G s 総合戦略会議スケジュール（予定）】

（7月）

- ・次期総合戦略策定方針の説明

（11月）

- ・第2期総合戦略の総括

（1月）

- ・次期総合戦略素案の説明

（3月）

- ・次期総合戦略最終案の説明

【水俣市地方創生 S D G s 総合戦略会議】

- ・15人の委員と1人の顧問で構成（任期：R5.7.24～R7.7.23）

※ 地方版総合戦略は、幅広い層の住民をはじめ、産官学金労言士等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要。（国手引きから一部抜粋）